

小田原市監査委員公表第6号

令和2年11月26日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

令和2年度指定管理施設監査の結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき、指定管理施設監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

# 令和2年度指定管理施設監査の結果に関する報告書

## 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による監査

## 第3 監査の対象

- ・ 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行
- ・ 指定管理者の出納その他の事務の執行
- ・ 施設の管理及び運営

(令和元年度執行分を対象とするが、市の指定事務は平成30年度以後のもの、現金・預金の管理は監査実施期間のものを含む。)

対象施設 上府中公園 (小田原市東大友 113 番地)  
所管課 みどり公園課  
指定管理者 小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体

## 第4 監査の目的

- (1) 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行が法令に適合し、かつ、正確であるか
- (2) 指定管理者の出納その他の事務の執行が当該施設の指定管理の目的に沿って行われているか
- (3) 当該施設の運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

## 第5 監査の着眼点

第4の監査の目的事項を検証するため、あらかじめ識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	着眼点
1	指定管理に関する手続が適正に行われないうリスク	[所管課] ・ 指定管理者の指定手続は適正か ・ 協定締結内容は適正か ・ 利用料金決定の手続は適正か
2	利用者の安全・健康を損なうおそれがあるリスク	[指定管理者] ・ 利用者の安全が確保されているか [所管課] ・ 監督責任を果たしているか

3	個人情報 that 適正に管理されないリスク	[指定管理者] ・ 個人情報は適正に取り扱われているか [所管課] ・ 監督責任を果たしているか
4	施設目的・指定目的に沿った経理・契約がされないリスク	[指定管理者] ・ 指定管理料は目的外に使用されていないか ・ 利用料金の取扱い、会計処理は適正か ・ 第三者へ再委託している場合は、内容・手続は適正か [所管課] ・ 指定管理料の支出事務は適正か ・ 公園使用料の収入事務は適正か ・ 監督責任を果たしているか
5	指定管理者のメリットが発揮されないリスク	[指定管理者] ・ 利用者のニーズに応じた事業が行われているか
6	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	[指定管理者・所管課] ・ 協定等に定める評価を行っているか ・ 評価に基づき事業の見直しを行っているか

## 第6 監査の実施内容

指定管理施設に関する決裁文書、協定書、事業計画書、事業報告書、収支報告書、会計伝票、帳簿等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行った。

## 第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行は法令に適合し、正確であり、また、指定管理者の出納その他の事務の執行が当該施設の指定管理の目的に沿って行われていると認められた。

### [除外事項]

指定管理者は、指定施設の管理に係る経理と自主事業に係る経理とを区分せずに行い、収支報告書を作成する段階で、指定施設の管理に係る収入支出と自主事業に係る収入支出とを区別していた。

市（みどり公園課）は、収支報告に関し区分経理が適切に行われているかについて、検証を行っていない。

なお、上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

### (1) 施設の管理・整備について

施設の老朽化が進んでおり、公園施設の長寿命化計画により順次施設更新を行っては

いるものの、利用料金を徴収する施設（会議室等）でも雨漏りが発生するなど修繕対応が追いついていない。このような状況を改善する必要がある。

(2) 区分経理について

小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定を踏まえ、市（みどり公園課）は、指定管理者に、指定施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分させなければならない。

また、市（みどり公園課）は、地方自治法第244条の2第10項に基づき、指定管理者に対して、経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をするべきである。

(3) 現金の管理について

市（みどり公園課）は、指定管理者が取り扱う現金の管理について、状況を把握していない。状況を把握し、必要に応じて指示等を行うなど監督責任を果たすべきである。

(4) 管理物件の特定について

基本協定書第4条第1項に、指定管理者は、財産台帳に示された物件を管理することと規定されているが、財産台帳が作成されておらず、管理物件が書面で特定されていない。市（みどり公園課）は、財産台帳を提示するべきであり、指定管理者も自ら取得した財産を同台帳に登録し、財産管理する必要がある。

(5) 第三者への再委託について

基本協定書第15条第2項に、指定管理者は本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による市の承認を得なければならないと規定されているが、書面による承認手続をしないまま、指定管理者が第三者への再委託を行っている。基本協定書どおりの運用をするべきである。

2 当該施設の運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、改善を要するものとして指摘すべき事項が次のとおり認められた。

(1) 利用者需要に関するアンケートに基づく事業評価の実施及びその検証について

指定管理者は、利用者需要に関するアンケートの実施及び集計はしているが、その分析に基づく事業評価を年度協定書第6条第3項の規定どおりに行っていない。市（みどり公園課）は、指定管理者に対し、事業評価の提出を求めず、事業を検証していなかった。

市（みどり公園課）は、提出を受けた業務月報に基づき年度末に指定管理者に対する評価を行っているが、年度協定書どおりに、年度当初（5月）及び中途（11月）に指定管理者に事業評価を提出させ、事業の検証を行うべきである。

(2) 利用者需要に関するアンケートの調査項目について

実施したアンケートのうち、満足度を計るために用いたのは、①スタッフ・窓口の対応、②情報・案内のわかりやすさ、③樹木・植物の状態、④トイレ・休憩所の清潔さの4項目である。市（みどり公園課）及び指定管理者は、このアンケートの結果に基づき利用者の満足度は高いと判断している。

しかしながら、指定管理者制度の趣旨から、「施設・遊具について」「イベントについて」など、施設のサービス水準についての項目を設け、数値化が必要と考える。